

インドネシアの利下げについて

<0.25%利下げ>

2月9日、インドネシア中央銀行は政策金利を0.25%引き下げ5.75%としました。

昨年10月、11月の連続利下げ以降、2会合連続で金利は据え置かれてきましたが、3ヶ月ぶりに予想外の利下げが行われました。

発表された声明文では、インフレと為替の安定を目標とするも現状は落ち着いており、世界経済の見通しが悪化する中で、インドネシア経済を更に下支えする姿勢が示されました。

7日に発表された2011年10-12月期のGDPは、7-9月期と変わらず前年同期比+6.5%となり、インドネシア経済の堅調さが示されました。一方で1月の消費者物価指数は前年比+3.65%となり、インフレ率は2012年の政策目標範囲(同+3.5~5.5%)に落ち着いています。

<為替市場>

欧州債務問題の解決に向けた動きなどから、徐々に市場に落ち着きが戻り始め、今年に入りインドネシアルピアはやや強含みで推移していました。利下げは予想外でしたが、市場は小動きとなっています。

9日の東京市場16時現在、1米ドル=8970ルピア、100ルピア=0.86円、程度となっています。

<金融政策および為替の見通し>

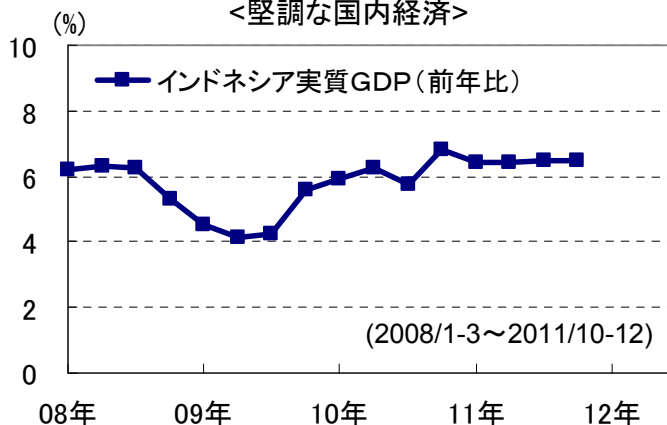
欧州債務問題の解決には時間がかかると見られ、世界的な景気への悪影響が懸念されています。インドネシア中央銀行はインフレ抑制に自信をのぞかせており、今後も世界経済の減速が自国景気に及ぼす影響をにらみながら予防的な利下げを行う可能性があると考えられます。

為替については、利下げしたものの依然として相対的に金利が高いことや、堅調な経済成長が期待されること、投資適格に格上げされ信用力が高まっていることなどから、基調としてルピア安に転換する可能性は高くないと思われます。

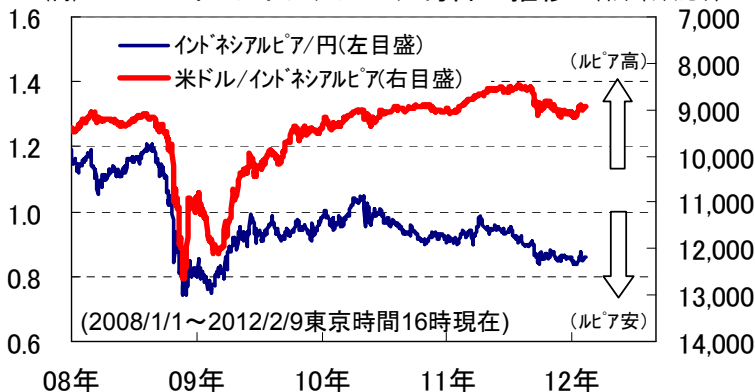
<インドネシアの政策金利の推移>



<堅調な国内経済>



<インドネシアルピア為替の推移> (インドネシアルピア)



(注)対円は100ルピア当り

出所: Bloomberg

■当資料は情報提供を目的として大和住銀投信投資顧問が作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。
 ■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料に記載されている今後の見通し・コメントは、作成日現在のものであり、事前の予告なしに将来変更される場合があります。■当資料内の運用実績等に関するグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

大和住銀投信投資顧問株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号
 加入協会 社団法人投資信託協会、
 社団法人日本証券投資顧問業協会

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引によりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会